

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 29 日現在

機関番号：32646

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25870752

研究課題名(和文)日本の民俗芸能の記譜資料に関する基礎的研究 音楽の伝承の観点から

研究課題名(英文)Basic Research concerning Notated Materials of the Music of Japanese Folk Performing Arts from the Viewpoint of the Transmission of Music

研究代表者

福田 裕美(FUKUDA, HIROMI)

東京音楽大学・音楽学部・准教授

研究者番号：50633624

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、伝承の現場において多く活用され、且つ歴史的にも様々に作成されてきた民俗芸能の音楽に係る記譜資料について、複数の現地調査に基づく比較検証・分析を通して、伝承活動といかなる関係にあるかを明らかにした。具体的には(1)当該民俗芸能で使用あるいは伝承者が保有する記譜資料の状況と(2)当該伝承コミュニティ自体における記譜資料の位置づけについて調査を行い、以上の基礎情報を踏まえて、(3)記譜資料の活用状況について、実際の伝承過程の観察を通し、伝承の視点から記譜資料の役割の分析を行った。あわせて、既存の記譜資料の活用方法論と伝承活動に有効な記譜理論の構築に向けた具体的視座についても検討した。

研究成果の概要(英文)：The present study clarifies the relation between notated materials of the music of folk performing arts, which have been made in various ways over a long time and much utilized in the transmission of such music, and the activities of transmitting them by comparing and discussing the findings of multiple field works. Investigation was conducted to study: 1) the condition of notated materials actually used for referenced folk performing arts or possessed by the person(s) transmitting them; and 2) the way in which these materials are acknowledged by such person(s). Based on the above basic information, the role of notated materials is analyzed from the point of view of transmission by observing the actual process of transmission. In addition, methodology regarding the utilization of extant notated materials and point of view from which a future notation model effective for transmission activities should be constructed are discussed.

研究分野：音楽文化学

キーワード：民俗芸能 民俗音楽 記録 記譜資料 伝承 文化財

1. 研究開始当初の背景

日本の民俗芸能の音楽の文字化・記号化された「記録」(本研究では総称して「記譜資料」と表す)については、これまで個別事例研究の中で扱われることが多く、体系的な調査研究は殆ど行われてこなかったと言ってよい。これに対し筆者はこれまでに、文化庁、サントリー文化財団の補助金等を受けて、A: 伝承者自らによる記録 B: 伝承者以外による記録 の両面から調査研究を行ってきた。これらの調査研究を通じた知見として、日本の民俗芸能の音楽の記譜資料については、以下のようにまとめられる。

A: 伝承者自らによる記録

当該伝承コミュニティにおいて作成される笛や太鼓の地言、記号等を用いた記録であり、【A-1】作成者や作成年代等の詳細は不明だが代々受け継がれている記録、【A-2】近年になって、ある時代の伝承者が作成した記録、【A-3】現在の伝承者が個人的に必要なに応じて作成した記録に分類できる。

B: 伝承者以外による記録

研究者や行政担当者が関与する形で作成された簡易邦楽譜や五線譜、独自の記号を用いた譜等の記録であり、【B-1】研究者や作曲家を中心に作成された記録、【B-2】戦後の文化財政策下において国や都道府県、市町村単位で作成された記録に分類される。

言うまでもなく、民俗芸能の音楽については整理統一された記譜理論がなく、一般的には「口頭伝承が基本」と認識されることも多い。しかしこれまでの筆者による調査研究を通じ、伝承の現場においては何らかの記譜資料が実際に活用され、且つ歴史的にも音表現を記号化した譜や文字化した譜等、様々な形態の記譜資料の存在が明らかとなっている。その一方で、B: 伝承者以外の記録 については、「伝承」を必ずしも目的としていない記録が少なからず存在しており、特に【B-2】においては文化財保護法の複雑な変遷の中で様々な目的のもとで作成された記譜資料が数多く確認でき、これら多様な記譜資料が混在する伝承の現場においては、どれを採用すべきか迷うという声も実際に多く耳にしてきた。

2. 研究の目的

以上の状況から筆者は、A: 伝承者による記録 B: 伝承者以外による記録 それぞれの枠組みを核として、複数の伝承現場における記譜資料の活用状況の詳細な調査を行い、伝承の過程といかなる関係にあるのかを明らかにする必要性を強く認識するに至った。すなわち、日本の民俗芸能の音楽の記譜資料は、A のほかに B が様々な試みられ、特に文化財政策のもとで作成された記譜資料が多くあることが特色であり、これら

が併存する環境の中で音楽の伝承が行われていることが多い。このような複雑な状況にも拘わらず、これまで、伝承という視点から記譜資料それ自体の役割については十分な検討がなされてこなかった。

そこで、今回の研究課題では、今日の伝承現場において多様な形態で存在する記譜資料について、複数の現地調査に基づく比較検証・分析を通して、伝承活動といかなる関係にあるかを明らかにすることを目的とする。さらに本研究の先に、既存の記譜資料の活用の方法論の検討、伝承活動に有効な記譜理論の構築を最終的目標として設定しており、本研究を基礎研究に位置づける。

3. 研究の方法

本研究は、複数の民俗芸能について、現地に出向き伝承の現場における記譜資料の状況とその活用に係る情報収集の作業を軸にし、そこで得られた情報の整理・分析を行う中で、民俗芸能の音楽の伝承における記譜資料の位置づけを捉えなおすことが主眼となる。

現地調査の具体的な視点は、第一に記譜資料に係る情報の整理であり、当該民俗芸能で使用されている、あるいは使用はしていないが伝承者が保有している記譜資料を調査した。すなわち、記譜資料を、【A-1】～【A-3】、【B-1】【B-2】に分類した上で、記譜の形態について、五線譜等の「音表現を記号化した譜」と地言等の「音表現を文字化した譜」を基準としてさらに分類する。あわせて作成された年代・作成者、特に【B-1】【B-2】については作成主体や作成された目的、伝承者の作成への関与の有無、また伝承者の手元に渡った経緯についても明らかにした。

第二の視点は 当該伝承コミュニティ自体における記譜資料の位置づけであり、伝承者らにどのように認識されているのかをインタビュー調査した。これは、例えば資料によっては伝承者の年代ごとの認識の違い等が想定されるため、伝承に係る記譜資料の基礎情報の一つとして重要となる。

そして、 の基礎情報を踏まえて、本研究の中心となる 記譜資料の活用の状況について、実際の伝承過程の観察を通じ、例えば記譜資料の全面的使用 / 口頭伝承の補助的使用、記譜資料の単独使用 / 複数併用、記譜資料と他の記録資料(映像資料等)との併用等の状況を調査した。

なお、以上の得られた情報は適宜整理を行うほか、特に現地で残されている記譜資料は活用の有無に拘わらず写真に記録した。また伝承過程はすべてビデオカメラに記録したが、その際に、音楽の進行と活用されている譜の進行、また身体的動作を含む場合にはそれらの関係も明らかになるように撮影、あるいは調査後にデジタル処理を施した。

4. 研究成果

(1)平成 25 年度の成果

筆者がこれまでの調査研究を通して入手している音楽の記譜資料、並びに民俗芸能の伝承の状況に係る情報に基づき民俗芸能を選定し、現地調査を行った。すなわち、調査先の選定にあたり、第一に共通の条件として、

A：伝承者による記録 B：伝承者以外による記録 両方の記譜資料が存在する、文化財指定を受けている、年に1回以上の公開の場をもつことを設定し、第二に異なる条件として、伝承者に子供を含む/含まない、当該コミュニティ以外からの伝承者を含む/含まない、一定期間伝承が途絶えた後に復活した/途絶えた歴史がない、楽器と歌の両方を含む/どちらかのみ、踊り等の身体的な動作が音楽の構成に影響を与えている/切り離されていることを設定している。

以上の条件を満たしている次の民俗芸能を初年次の調査対象とした。上町法印神楽（宮城県登米市）、氷見の獅子舞（富山県氷見市）、唐津くんち（佐賀県唐津市）の3件であり、調査の具体的な視点は前掲3.研究の方法～のとおりであり、得られた情報は適宜整理を行ったほか、特に現地で残されている記譜資料は活用の有無に関わらずすべて写真に記録した。また伝承過程はすべてビデオカメラに記録した。

また、特に初年次は現地調査と並行して、これまでの B：伝承者以外による記録の記譜資料の系譜に係る体系的調査研究のさらなる整理を行った。すなわち筆者は【B-1】については、これまでの調査研究を通して、刊行されている各種記譜資料のうち主要なものを所有している。【B-2】についても既に実施した3カ年の調査研究を通して、35道府県から662点、391市区町村から1,594点の情報を得ており、文化庁が各都道府県に委嘱して実施した各種事業の報告書（『民俗芸能緊急調査報告書』等）、各地方公共団体がまとめた報告書や記録集等400点以上が現在手元にある。これらについて必要な最新情報を再整理することにより、現地調査の手法・視点の適正化を常に図るとともに、最終的な分析の際の参考指標の一つとしてのさらなる精度の向上を目指した。

(2)平成 26 年度の成果

第一に、伝承の現場における記譜資料の状況とその活用に係る現地調査・情報の整理として、能郷の能狂言（岐阜県本巣市）、早池峰神楽（岩手県花巻市）、本海獅子舞番楽（秋田県由利本荘市）、鬼剣舞（岩手県北上市）の4件の現地調査を実施した。

第二に、伝承者以外の行政等が作成した記譜資料の系譜に係る体系的調査研究の整理を目的として、資料のさらなる整理を行った。また、特に舞等の身体の動きの記録とあわせた記譜資料についてこれまでどのように作成されてきたか調査した。

(3)平成 27 年度の成果

第一に、伝承の現場における記譜資料の状況とその活用に係る現地調査・情報の整理として、前年度の追加調査と新規で高祖神楽（福岡県糸島市）、京築神楽（福岡県豊前市、他）を調査の中心とした。具体的な調査内容は、録音と録画、また関係者へのインタビュー等である。今年度行った調査、および昨年度までの調査をとおして、分析の視点の検討を行うと同時に、それに基づき最終年度である次年度の追加調査の内容検討も行った。

第二に、収集情報のデータ化については順次入力作業を行った。

(4)平成 28 年度の成果

第一に、伝承の現場における記譜資料の状況とその活用に係る現地調査・情報の整理として、前年度の追加調査と、新規で特に山車の囃子に注目し、能代七夕の囃子（秋田県能代市）、立佞武多の囃子（青森県五所川原市）を調査対象とした。

第二に、収集情報のデータ化についても順次入力作業を行うと同時に、特に芸能関係の情報処理を専門とする研究者らの助言のもと、本研究のデータの今後の応用を含めた検討もあわせて行った。

第三に、4年間の研究のまとめとして、民俗芸能の音楽の伝承過程における記譜資料の役割を考察するとともに、これまでの筆者自身による研究成果とも照らし合わせながら、記譜資料の分類方法や記譜法の歴史的傾向等、記譜資料の系譜そのものを再検討した。これらについて論じた研究は近々に公表する予定である。

(5)その他の成果

以上、研究開始当初から掲げている目的に対する研究成果のほかに、4年間をとおして以下の成果もあわせて得られた。

膨大なデータの集積

上記の詳細調査を行った民俗芸能のほかに、適宜周辺の芸能の録音・録画もあわせて行ったため集積したデータは膨大な数に及んでいる。多くの伝承の現場においては若い世代への世代交代が行われつつあり、これら本研究を通して集積された情報（前掲の3.研究の方法に記載した調査の具体的な視座、記譜資料それ自体に関する情報、記譜資料への認識に関する情報、伝承の過程に関する情報）は、将来的に各伝承の現場に還元され活用され得るものとして重要である。

身体の動きとの関連の中での記録の検討

民俗芸能の音楽の多くは身体の動きと密接に関わり合いながら成り立ちうるものであり、したがって本研究で調査対象とした伝承の現場においても、身体の動きを盛り込んだ記譜の工夫がなされているケースも少な

くなかった。これらの記録は、伝承における民俗芸能の音楽と身体の動きとの関係性を示す貴重な資料であり、そのあり方の検討は、今後の記譜に係る研究の柱の一つとなるであろう。

記譜資料の作成に基づく検討

調査を進める中で、本研究の調査対象の一部については、その芸能や伝承、今日の伝承者の要望等を反映させて実際に記譜資料の作成を行いながら、記譜資料のあり方について検討する機会を得た。また、応募者自身がこれまでに民俗芸能の記譜作業に関わっており、本研究の研究期間中も行政からの委嘱を受けて複数の民俗芸能の音楽や舞の記録に携わる立場でもあった（うち、3件については平成28年3月に報告書が刊行）。これら記譜資料の作成の実践は、本研究の先に位置付けている「伝承に有効な記譜理論」に向けて、より具体的な視座を導き出すものとして重要であった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者は下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

福田裕美・加藤富美子「1960～70年代のアジアの伝統芸能との出会い 民俗芸能公演と音楽教育の視点から」, 東京音楽大学, 『東京音楽大学研究紀要』第38巻, 2016年2月, pp.29-52,

〔学会発表〕(計2件)

小岩秀太郎・河瀬彰宏・福岡正太・福田裕美・加藤富美子(司会)「シンポジウム民俗音楽の新たな胎動をさぐる」日本民俗音楽学会第28回東京大会, 平成26年12月13日.

坂田 修一・田村 江莉香・矢嶋 未来・下道 郁子・福田 裕美「成田為三と郷土 「秋田県民歌」と「秋田おばこ」の考察から」全日本音楽教育研究会平成26年度大学部会, 平成26年10月18日.

〔図書〕(計1件)

福田裕美「第13章 社会とつなげたこれからの音楽科の指導 第2節 地域社会における音楽活動へつながる音楽科」, 橋本美保・田中智志(監修), 加藤富美子(編著)「教科教育学シリーズ 音楽科教育」一藝社, 平成27年5月, pp.203-210.

6. 研究組織

(1)研究代表者

福田 裕美 (FUKUDA HIROMI)
東京音楽大学・音楽学部・准教授
研究者番号：50633624